

標茶町

障がい福祉計画（第6期）

障がい児福祉計画（第2期）

令和3年3月

標茶町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画期間	2
第4節 計画の策定体制	3
第2章 障がい者の現状	4
第1節 人口・世帯	4
第2節 障がい者の動向	5
第3節 障がい児教育・保育の状況	9
第4節 サービス提供基盤の状況	9
第5節 雇用の状況	9
第3章 第5期計画の実施状況	10
第1節 成果目標の達成状況	10
第2節 自立支援給付の実績	12
第3節 地域生活支援事業の実績	14
第4章 計画の基本方針	15
第1節 障がい福祉サービスに関する基本的な考え方	15
第2節 相談支援に関する基本的な考え方	16
第3節 障がい児支援の提供体制の確保	16
第5章 成果目標の設定	17
第1節 成果目標	17
第6章 サービスの見込み量と確保のための方策	21
第1節 自立支援給付のサービス見込み量	21
第2節 地域生活支援事業のサービス見込み量	28
第7章 計画の推進	30
第1節 計画の点検評価	30
第2節 計画の推進体制	30

※この計画書では「障害」を原則として「障がい」と表記しています。

ただし、法令に規定された用語、制度名、事業名、固有名詞については引用元に従って表記しています。

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

平成25年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」が施行され、さらに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」が制定されました。これらに加え平成28年には「改正障害者総合支援法」、「改正児童福祉法」の成立などの制度改革や法改正が行われています。

こうした国の制度改革をふまえ、地域において障がいのある人の人格と個性が尊重され、障がいの有無にかかわらず、互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会の実現を目指す必要があります。それと同時に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大は、様々な面で障がい者及び障がい児の生活に大きな影響を与え、各種障がい福祉サービス等の必要性が改めて認識されました。

本町では平成30年3月に「標茶町第3期障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定し、様々な障がいに関する施策を展開してきました。このうち「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の計画期間が令和2年度で終了することから、今後の障がい福祉サービス等の提供に係る基本方針と見込みを改定する必要があります。

これらのことから、障がいのある人を取り巻く状況の変化や国の新たな動きを踏まえ、令和3年度を初年度とする「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定するものとします。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、障がい福祉計画と障がい児福祉計画を一体的に策定するものであり、各計画の法的位置づけは、それぞれ以下のとおりです。本計画に盛り込む項目については、令和2年5月に国が示した基本方針に基づいたものとなります。

また、障がいのある人の支援については、様々な分野の取組みを総合的・一体的に進める必要があることから、標茶町における障がい者（児）施策の方向性を明らかにした「標茶町第3期障がい者計画」をはじめ、その他関連計画との調和を図ったものとします。

障がい福祉計画・・・障害者総合支援法 第88条第1項

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

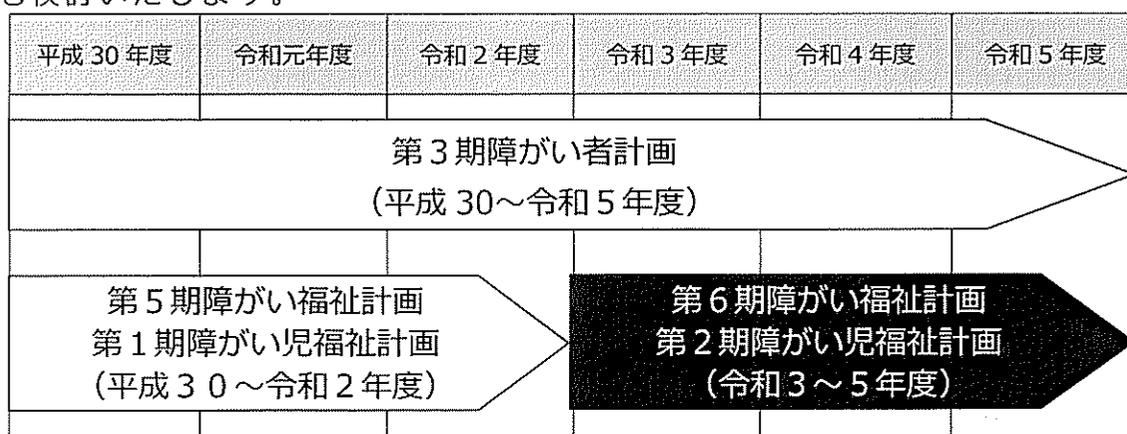
障がい児福祉計画・・・児童福祉法第33条の20

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

第3節 計画期間

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は3年を計画期間とします。

ただし、今後大きな制度の見直しがあった場合は、期間中に計画を見直すことも検討いたします。



↑
計画見直し

第4節 計画の策定体制

(1) 標茶町福祉施策検討委員会

本計画の策定に当たっては、学識経験者、保健医療、福祉団体、自治会連合会、女性団体連絡協議会、福祉関係サービス事業者、一般公募者からなる「標茶町福祉施策検討委員会」において、計画策定の意見をいただきながら検討しました。

(2) アンケート調査の実施

本調査は、「18歳以上の障がいのある方」と「お子さんの障がいや発達に不安をお持ちの保護者の方」に、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などについて把握し、計画の基礎資料とするためにアンケート調査を実施するとともに、町内でサービス提供を行う障害福祉サービス事業所に対してもアンケート調査を実施しました。

「調査対象及び調査方法」

調査種類	障がい者（18歳以上）及び 障がい児（18歳未満）の保護者	事業所
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳をお持ちの方 ・療育手帳をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ・自立支援医療受給者証をお持ちの方 ・難病患者 	町内でサービスを提供する事業所
調査地域	町内全域の居住者と町外施設入所者	町内
調査基準日	令和2年8月1日	令和2年12月1日
調査期間	令和2年8月1日～8月31日	令和2年12月15日 ～令和3年1月15日
実施方法	郵送による配布・回収	

「回収結果」

区分	障がい者（児）	事業所
配布数 A	535件	12件
回収数 B	265件	11件
有効回収率 B/A×100	49.5%	91.7%

第2章 障がい者の現状

第1節 人口・世帯

総人口は令和2年が7,453人で、平成27年度から492人減少しています。

世帯数は、増減があるもの平成30年以降は減少傾向であり、核家族化の進展などにより世帯の小規模化が進み、1世帯あたり人数についても減少し続けています。

■人口・世帯数などの推移

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口	人	7,945	7,862	7,732	7,655	7,538	7,453
世帯数	世帯	3,653	3,671	3,678	3,675	3,662	3,663
1世帯あたり人数	人	2.2	2.1	2.1	2.1	2.1	2.0

(資料：住民基本台帳、各年9月末現在)

年齢3区分別人口の推移をみると、老年人口（65歳以上）は増加しつづけ、令和2年には高齢化率が34.2%となっています。

一方、年少人口（14歳以下）は減少しつづけ、全体に占める割合も令和2年で11.7%と、少子高齢化が進行しています。

■年齢3区分別人口の推移

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
年少人口 (0-14歳)	人	996	975	936	911	894	874
	%	12.5	12.4	12.1	11.9	11.9	11.7
生産年齢人口 (15-64歳)	人	4,468	4,398	4,294	4,211	4,102	4,030
	%	56.3	55.9	55.5	55.0	54.4	54.1
老年人口 (65歳以上)	人	2,481	2,489	2,502	2,533	2,542	2,549
	%	31.2	31.7	32.4	33.1	33.7	34.2
総人口	人	7,945	7,862	7,732	7,655	7,538	7,453

(資料：住民基本台帳、各年9月末現在)

第2節 障がい者の動向

1. 身体障がい者の状況

(1) 身体障がい者数の推移

身体障がい者数は、平成27年度から令和2年度までの5年間で436人から363人へと73人減少しています。

これを年齢階層別で見ると、18歳未満では増減がありながらもおおむね横ばいですが、その他の年齢階層では減少しています。

総人口に占める割合は5年間で5.50%から4.90%と、年々減少傾向にあります。

各年4月1日現在

項目 年度	住民基本 台帳人口 (人)	身体障がい者			身体障がい者 /住民基本 台帳 (%)	
		18歳未満 (人)	18~64歳 (人)	65歳以上 (人)		
平成27年度	7,929	436	6	102	328	5.50
平成28年度	7,816	429	10	97	322	5.49
平成29年度	7,701	413	11	93	309	5.36
平成30年度	7,631	397	10	81	306	5.20
令和元年度	7,510	385	8	73	304	5.13
令和2年度	7,419	363	8	67	288	4.89

(2) 等級別身体障がい者数の推移

平成27年度から令和2年度までの身体障がい者数の推移を等級別で見ると、「5級」についてはおおむね横ばいですが、ほかの等級についてはいずれも減少しています。

各年4月1日現在

項目 年度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計(人)
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
平成27年度	124	66	64	121	24	37	436
平成28年度	122	65	62	117	25	38	429
平成29年度	118	61	57	113	26	38	413
平成30年度	113	57	55	111	26	35	397
令和元年度	111	54	51	112	26	31	385
令和2年度	100	54	53	105	24	27	363

(3) 障がい部位別身体障がい者数の推移

平成 27 年度から令和 2 年度までの障がい者数の推移を部位別でみると、とりわけ「内部障がい」に増加傾向がみられるほかは、横ばいもしくは減少傾向にあります。

各年 4 月 1 日現在

年度	視覚障がい (人)	聴覚・平衡機 能障がい (人)	音声・言語・ そしゃく機能 障がい (人)	肢体不自由 (人)	内部障がい (人)
平成 27 年度	27	54	2	252	101
平成 28 年度	27	54	2	250	96
平成 29 年度	26	53	2	233	99
平成 30 年度	28	45	3	216	105
令和元年度	26	45	3	205	106
令和 2 年度	23	42	3	190	105

(4) 部位別・等級別身体障がい者数の状況

身体障がい者の状況を部位別・等級別にみると、「1 級」では「内部障がい」が 100 人中 66 人と多数を占めています。

その他の等級では「肢体不自由」が多く、その中で特に「4 級」が全体に対して高い割合を占めています。

令和 2 年 4 月 1 日現在

年度	視覚障がい (人)	聴覚・平衡 機能障がい (人)	音声・言 語・そしゃ く機能障が い (人)	肢体不自由 (人)	内部障がい (人)	合計 (人)
1 級	5	0	0	29	66	100
2 級	9	8	0	34	3	54
3 級	1	2	2	40	8	53
4 級	2	14	1	60	28	105
5 級	2	1	0	21	0	24
6 級	4	17	0	6	0	27
合計	23	42	3	190	105	363

2. 知的障がい者の状況

(1) 知的障がい者数の推移

知的障がい者数は、平成 27 年度から令和 2 年度までの 5 年間で、72 人から 92 人へと、20 人増加しています。

総人口に占める割合も 5 年間で 0.91%から 1.24%へと、0.33 ポイント上昇しています。

各年 4 月 1 日現在

項目 年度	住民基本 台帳人口 (人)	知的障がい者				知的障がい者 /住民基本 台帳 (%)
			18 歳未満 (人)	18~64 歳 (人)	65 歳以上 (人)	
平成 27 年度	7,929	72	24	42	6	0.91
平成 28 年度	7,816	73	24	44	5	0.93
平成 29 年度	7,701	76	26	45	5	0.99
平成 30 年度	7,631	81	27	46	8	1.06
令和元年度	7,510	88	32	49	7	1.17
令和 2 年度	7,419	92	33	51	8	1.24

(2) 障がい程度別知的障がい者数の推移

平成 27 年度から令和 2 年度までの知的障がい者数の推移を障がい程度別で見ると、「A (重度)」が 20 人から 24 人へ 4 人増加し、「B (中度・軽度)」が 52 人から 68 人へと 16 人増加しています。比較的中軽度の知的障がい者が増加しています。

各年 4 月 1 日現在

項目 年度	A (重度)	B (中度・軽度)	合計
	(人)	(人)	(人)
平成 27 年度	20	52	72
平成 28 年度	21	52	73
平成 29 年度	22	54	76
平成 30 年度	22	59	81
令和元年度	22	66	88
令和 2 年度	24	68	92

3. 精神障がい者の状況

(1) 精神障がい者数の推移

精神障がい者数は、平成 27 年度から令和 2 年度までの 5 年間で 33 人から 41 人へと 8 人増加しています。

総人口に占める割合も 5 年間で 0.42% から 0.55% へと、0.13 ポイント上昇しています。

各年 4 月 1 日現在

年度	住民基本 台帳人口 (人)	精神障がい者			精神障がい者 /住民基本 台帳 (%)	
		18 歳未満 (人)	18~64 歳 (人)	65 歳以上 (人)		
平成 27 年度	7,929	33	0	26	7	0.42
平成 28 年度	7,816	34	0	27	7	0.44
平成 29 年度	7,701	38	0	30	8	0.49
平成 30 年度	7,631	41	0	33	8	0.54
令和元年度	7,510	39	0	29	10	0.52
令和 2 年度	7,419	41	0	31	10	0.55

(2) 等級別精神障がい者数、精神通院医療対象者の推移

平成 27 年度から令和 2 年度までの精神障がい者数の推移を等級別で見ると、「1 級」と「2 級」については多少の増減である一方、「3 級」が 5 人から 11 人へと 6 人増加しています。

また、精神通院医療対象者は、平成 27 年度から令和 2 年度までの 5 年間で、28 人から 38 人へと 10 人増加しています。

各年 4 月 1 日現在

年度	精神障がい者保健福祉手帳				精神通院医療 対象者 (人)
	1 級 (人)	2 級 (人)	3 級 (人)	合計 (人)	
平成 27 年度	8	20	5	33	28
平成 28 年度	8	18	8	34	28
平成 29 年度	9	18	11	38	30
平成 30 年度	9	23	9	41	28
令和元年度	9	22	8	39	34
令和 2 年度	8	22	11	41	38

第3節 障がい児教育・保育の状況

小学校での特別支援学級に通う児童数は増加傾向が続いており、小学校では、平成27年度から令和2年度までの5年間で19人増加しています。それに伴い、特別支援学級数も3学級増加しています。

中学校で特別支援学級に通う生徒数は、大きく増減はあるものの平成27年度から令和2年度まで5人減少し、1学級増加しています。

保育所（常設保育所）においては、いずれの保育所でも障がい児保育を実施する体制を整備しています。

各年4月1日現在

年度	小学校		中学校		常設保育所	
	児童数 (人)	特別支援 学級数	生徒数 (人)	特別支援 学級数		障がい児保育 実施か所
平成27年度	27	11	16	4	5	5
平成28年度	25	11	9	3	5	5
平成29年度	31	12	17	6	5	5
平成30年度	43	14	15	7	5	5
令和元年度	42	14	20	7	5	5
令和2年度	46	14	11	5	5	5

第4節 サービス提供基盤の状況

現在、本町のサービス供給体制として、居宅介護支援事業所は3箇所、グループホームは1箇所、地域活動支援センターは1箇所、指定就労継続支援B型事業所は2箇所、放課後等デイサービスが3箇所、児童発達支援事業所は1箇所、障がい者相談支援事業所は1箇所、障がい児相談支援事業所は1箇所開設されています。

第5節 雇用の状況

障がい者の自立生活や社会参加を促進するためには、障がい者自身が生きがいを持って生活できる状況をつくるのが極めて重要なことだと考えます。

現在、設置している地域活動支援センターにおいて、創作活動又は生産活動の機会の提供や地域社会との交流の促進に引き続き努めます。また、福祉的就労の場として、町社会福祉協議会が運営する指定就労継続支援B型事業所「しべちやコスモス」及びNPO法人みなみなプレイスが運営する指定就労継続支援B型事業所「みなやんワークス」があり、就労の機会を提供しております。

指定就労継続支援A型事業所・就労移行支援事業所・就労定着支援事業所については本町にはありませんが、近隣自治体にある事業所へ通所されている方の経済的支援として交通費の助成を行っております。

第3章 第5期計画の実施状況

第1節 成果目標の達成状況

1. 障がい福祉施設入所者の地域生活の移行

国の基本指針に基づき目標値を設定し、達成状況は次のとおりでした。

項目	目標	達成数	備考
基準となる入所者数	19		平成30年3月31日現在
令和2年度末までの地域生活への移行者数	1	0	入所施設からグループホーム等へ移行人数
令和2年度末における施設入所者数削減数	1	0	令和2年度末における施設入所者の削減数

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者に対する包括的な支援を行うことができるようにするため、保健・医療・福祉・介護関係者による協議の場を設置することとされており、これについては既存の自立支援協議会を活用すると同時に、釧路圏域による地域生活移行支援協議会と連携することで構築を図りました。

3. 地域生活支援拠点等の整備

拠点等整備の5つの機能のうち、短期入所の資源が無く「緊急時の受け入れ・対応の強化」が整っていない状況であり、達成することができませんでした。

(令和3年4月より釧路圏域において共同で整備予定)

4. 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針に基づき目標値を設定し、達成状況は次のとおりでした。

項目	目標	達成数	備考
令和2年度の年間一般就労者数	1	0	
令和2年度末の就労移行支援事業利用者数	1	0	
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	0	0	
就労定着支援の開始から1年後の職場定着率	0	0	

5 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針に基づき目標値を設定し、達成状況は次のとおりでした。

項目	目標値	達成状況
児童発達支援センターの設置	設置自治体と協議する。	町単独での設置は難しいため利用希望があれば設置自治体へ利用できるよう協議することとした。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施する。	人員の確保が難しく、体制を整えることができなかった。 子ども発達支援センターを中心に、各保育園や保護者と連携し療育相談や専門相談支援を行った。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	広域連携で北海道と協議する。	従業者の基準として医療専門職の配置が必要などの人員基準があり、設置は困難であった。 また、必要に応じて広域連携を含めて北海道と協議していくことを検討した。
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	一部実施又は広域連携で北海道と協議する。	従業者の基準として医療専門職の配置が必要などの人員基準があり、設置は困難であったが、医療的ケア児に対する支援として、町内の放課後等デイサービス事業所と訪問看護事業所において医療連携を行い支援することができた。
医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場の設置	既存の枠組みで設置する。	既存の自立支援協議会を活用し、保健、医療、教育機関と連携し行うことができた。 また、広域的に必要な場合は広域連携を含めて北海道と協議していくことを検討した。

第2節 自立支援給付の実績

1. 訪問サービス

訪問サービスの利用者数については、見込み量を上回る状況ですが、利用時間は下回る実績となっています。

区分	計画・実績	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障がい者等包括支援	計画	13人	13人	13人
		298時間/月	298時間/月	298時間/月
	実績	20人	26人	23人
		205時間/月	216時間/月	260時間/月

2. 日中活動系サービス

生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型は計画を上回る利用実績となっています。

区分	計画・実績	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	計画	24人	24人	24人
		528人日/月	528人日/月	528人日/月
	実績	26人	26人	26人
		547人日/月	555人日/月	557人日/月
自立訓練（機能訓練）	計画	0人	0人	0人
		0人日/月	0人日/月	0人日/月
	実績	0人	0人	0人
		0人日/月	0人日/月	0人日/月
自立訓練（生活訓練）	計画	0人	0人	0人
		0人日/月	0人日/月	0人日/月
	実績	0人	0人	0人
		0人日/月	0人日/月	0人日/月
就労移行支援	計画	1人	1人	1人
		22人日/月	22人日/月	22人日/月
	実績	3人	1人	0人
		35人日/月	10人日/月	0人日/月
就労継続支援A型	計画	3人	3人	3人
		66人日/月	66人日/月	66人日/月
	実績	3人	5人	5人
		62人日/月	75人日/月	69人日/月
就労継続支援B型	計画	30人	30人	30人
		660人日/月	660人日/月	660人日/月
	実績	36人	40人	40人
		588人日/月	628人日/月	707人日/月
療養介護	計画	2人	2人	2人
	実績	2人	2人	2人
短期入所（福祉型）	計画	4人	4人	4人
		28人日/月	28人日/月	28人日/月
	実績	1人	1人	1人
		5人日/月	4人日/月	1人日/月
短期入所（医療型）	計画	1人	1人	1人
		7人日/月	7人日/月	7人日/月
	実績	1人	1人	0人
		1人日/月	2人日/月	0人日/月

3. 施設・居宅系サービス

居宅系サービスは、共同生活援助（グループホーム）は計画を上回り、施設入所支援は計画を下回る利用実績となっています。

区分	計画・実績	平成30年度	令和元年度	令和2年度
共同生活援助 (グループホーム)	計画	29人/月	30人/月	31人/月
	実績	35人/月	35人/月	33人/月
施設入所支援	計画	20人/月	20人/月	20人/月
	実績	19人/月	19人/月	19人/月

4. 相談支援

計画相談支援は、ほぼ計画どおりの実績となっています。

区分	計画・実績	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	計画	68人	73人	78人
	実績	68人	77人	77人
地域移行支援	計画	1人	1人	1人
	実績	1人	0人	0人
地域定着支援	計画	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人

5. 障がい児通所支援

児童発達支援は、計画期間中に利用実績はありませんでした。

また、放課後等デイサービスの利用者数は計画を上回り、利用日数は下回る実績となっています。

区分	計画・実績	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	計画	1人	1人	1人
		3人日/月	3人日/月	3人日/月
	実績	0人	0人	0人
		0人日/月	0人日/月	0人日/月
医療型児童発達支援	計画	1人	1人	1人
		3人日/月	3人日/月	3人日/月
	実績	0人	0人	0人
		0人日/月	0人日/月	0人日/月
放課後等デイサービス	計画	43人	48人	53人
		473人日/月	528人日/月	583人日/月
	実績	49人	48人	56人
		390人日/月	390人日/月	488人日/月
保育所等訪問支援	計画	1人	1人	1人
		4人日/月	4人日/月	4人日/月
	実績	0人	0人	0人
		0人日/月	0人日/月	0人日/月

6. 障がい児相談支援

障がい児相談支援は年々利用数が伸びる実績となっています。

区分	計画・実績	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障がい児相談支援	計画	43人	48人	53人
	実績	49人	50人	56人

第3節 地域生活支援事業の実績

障がい者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び地域活動支援センターについては、計画を上回る実績となりました。

特に障がい者相談支援事業の実施箇所が増加したことについては、地域の相談支援機能が一層強化されることであり、今後の本町の障がい福祉の充実につながるものと期待されます。

名 称	計画・実績	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談支援事業				
ア 障がい者相談支援事業	計画	1か所	1か所	1か所
	実績	1か所	2か所	2か所
イ 市町村相談支援事業機能強化事業	計画	実施する	実施する	実施する
	実績	実施した	実施した	実施した
成年後見制度利用支援事業	計画	1人	1人	1人
	実績	0人	2人	2人
成年後見制度法人後見支援事業	計画	実施する	実施する	実施する
	実績	実施した	実施した	実施した
意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	計画	1人	1人	1人
	実績	0人	1人	1人
日常生活用具給付等事業				
ア 介護・訓練支援用具	計画	3件	3件	3件
	実績	3件	2件	2件
イ 自立生活支援用具	計画	4件	4件	4件
	実績	2件	2件	3件
ウ 在宅療養等支援用具	計画	5件	5件	5件
	実績	0件	3件	1件
エ 情報・意思疎通支援用具	計画	1件	1件	1件
	実績	0件	0件	1件
オ 排泄管理支援用具	計画	330件	330件	340件
	実績	294件	363件	332件
カ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	計画	1件	1件	1件
	実績	1件	1件	1件
移動支援事業				
個別支援型	計画	12人	12人	12人
		57時間/年	57時間/年	57時間/年
	実績	12人	12人	12人
		79時間/年	54時間/年	26時間/年
地域活動支援センター				
基礎的事業	計画	1か所	1か所	1か所
		13人	13人	13人
	実績	1か所	1か所	1か所
		14人	15人	15人

第4章 計画の基本方針

第1節 障がい福祉サービスに関する基本的な考え方

障がい福祉サービスの提供体制を確保するため、前期計画の基本計画は次のとおり定めており、本期計画においてもこの方針を継承することとし、この方針に沿って計画計画的な整備を図ります。

1. 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人等が障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

2. 障がい種別によらない一元的なサービスの実施等

障がい福祉サービスの対象となる人の範囲を「身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等であって18歳以上の人」と「障がい児」として、サービスの充実を図ります。また、発達障がい者、高次脳機能障がい者及び難病患者については、引き続き障害者総合支援法に基づく給付対象となっていることの周知を図り、サービス利用を促します。

3. 障がい者の就労の促進（障がい者福祉施設から一般就労への移行）

障がいのある人等の自立支援の観点から、福祉施設や病院への入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続及び就労等の課題に対応したサービス提供の体制を整え、障がい者が障がいの程度にかかわらず、社会に参加し、収入を得て生きがいを持てるようにするため一人ひとりのニーズや個々の障がいの特性に配慮し、障がい福祉施設から一般就労への移行や福祉的就労の拡大を図ります。

4. 地域共生社会の実現に向けた取り組み

町民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域・暮らし・生きがいをともに創り高め合う地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりや、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保、専門的な支援を必要とする人（医療的ケアを必要とする障がい児等）のための包括的な支援体制の構築を進めます。

5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援の提供に係る保健・医療・教育・就労支援等の体制を関係機関と連携を図り構築し、障がい児の健やかな育成のための発達支援に取り組みます。

第2節 相談支援に関する基本的な考え方

障がい者、とりわけ重度の障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制を確保するとともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

このため、ケアマネジメントの充実など、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図ります。さらに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる「標茶町障がい者等自立支援協議会」において、関係機関との連携強化と情報共有を図ります。

第3節 障がい児支援の提供体制の確保

障がい児及びその家族に対する支援は、乳幼児期から切れ目のない一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

1. 障がい児支援サービスの充実

子ども発達支援センターや障がい児相談支援事業所、放課後等デイサービス事業所や児童発達支援事業所と連携しながら、障がい児支援サービスの充実を図ります。

2. 障がい児の発達支援

障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を受けることができるよう関係機関と連携し充実を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

第5章 成果目標の設定

第1節 成果目標

障がい者等の自立支援の観点から、国の基本指針に基づき令和5年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定します。

また、広域的な観点から市町村における計画づくりを支援するため示された、北海道の策定指針についても参考にしています。

1. 施設入所者の地域生活への移行

本町では、本人の自己決定を尊重し、その家族など関係者の理解や支援を得ながら、施設入所者の地域生活への移行を目指します。

【成果目標】

項目	数値等	国の基本方針による考え方
施設入所者数	19人	令和2年3月31日の施設入所者数
【目標値】地域生活移行者数	1人	令和5年度末までに地域生活へ移行する人の目標数(6%以上)を定める ※地域の実情をふまえて設定
【目標値】入所者数の減少見込み	1人	令和5年度末までに施設入所者数の減少目標数(1.6%以上)を定める ※地域の実情をふまえて設定

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

本町は精神障がい者に対する包括的な支援を行うことができるようにするため、保健・医療・福祉・介護関係者による協議の場を設置します。これを実現するために既存の自立支援協議会を活用すると同時に、釧路圏域による地域生活移行支援協議会と連携することを継続していきます。

3. 地域生活支援拠点等における機能の充実

本町では令和2年度より、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的拠点」という考えのもと、既存のグループホームや相談支援等また広域で整備した短期入所事業を活用しながら、地域における居住支援を進めてきました。

そのため、引き続き地域の状況を把握したうえで、地域の体制づくりや各種サービスの機能を有機的に連携させた運用とし、年1回以上運用状況を検証および検討します。

4. 福祉施設から一般就労への移行

一般就労への移行にあたっては、相談支援やサービス提供事業所、ハローワークや障がい者就業・生活支援センターとも連携を図りながら、本町の実態に応じた一般就労への移行及び就労定着を進めます。

【成果目標】

① 一般就労移行者数

項目	数値等	国の基本方針による考え方
令和元年度の一般就労移行者数	0人	
令和5年度の年間一般就労移行目標数	1人	令和元年度の1.27倍を目標とする。

② 就労移行支援事業所の一般就労への移行

項目	数値等	国の基本方針による考え方
令和元年度の移行実績	0人	
令和5年度の移行目標数	1人	令和元年度の1.30倍を目標とする。

③ 就労継続支援A型事業所の一般就労への移行

項目	数値等	国の基本方針による考え方
令和元年度の移行実績	0人	
令和5年度の移行目標数	1人	令和元年度の1.26倍を目標とする。

④ 就労継続支援B型事業所の一般就労への移行

項目	数値等	国の基本方針による考え方
令和元年度の移行実績	0人	
令和5年度の移行目標数	1人	令和元年度の1.23倍を目標とする。

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

本町の障がい児支援の提供体制整備については、次のとおり推進していくこととします。

【成果目標】

①児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターについては、単独の設置については困難さがあることから、広域での設置又は子ども発達支援センターを中核機関とするなどの整備を検討します。

項目	目標値	国の基本方針による考え方
児童発達支援センターの設置	1か所設置	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置

②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

保育所等訪問支援を利用できる体制については、人員の確保が厳しい状況にありますが、必要性を認識しながら設置に向けた協議を行っていきます。

項目	目標値	国の基本方針による考え方
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1か所設置	令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所訪問支援を利用できる体制を構築

③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

上記事業所の確保については、人員基準の面で大変難しい状況ではありますが、医療的ケア児の支援として障がい児通所事業所と訪問看護事業所との連携協力により、継続した支援体制を整備します。

項目	目標値	国の基本方針による考え方
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所設置	令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保

④医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場の設置

医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場の設置については、既存の自立支援協議会や圏域の地域生活移行支援協議会を活用していくとともに、コーディネーターの配置については、広域連携について北海道と協議していくこととします。

項目	目標値	国の基本方針による考え方
医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場の設置	設置する	令和5年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

6. 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化を図るため、地域の相談支援事業所と連携を図り、相談支援体制の充実・強化に向けた取組を進めていきます。

【成果目標】

項目	目標値	国の基本方針による考え方
総合的・専門的な相談支援	実施する	令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保
地域の相談支援体制の強化	実施する	

7. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組み

利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくための取組として、各種研修会への積極的な受講を促していきます。

また、障がい福祉サービス事業所からの請求内容について、国保連の分析結果の活用を図り、本町における審査体制の充実強化を進め、適正な請求に基づいた給付に努めます。

【成果目標】

項目	目標値	国の基本方針による考え方
北海道が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への参加	実施する	令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築
障がい者自立支援審査支払等システムでの審査結果の共有	実施する	

第6章 サービスの見込み量と確保のための方策

第1節 自立支援給付のサービス見込み量

1. 訪問サービス

(1) サービスの概要

名称	サービスの概要
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい者の自宅で入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	障がい者の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
行動援護	障がい者が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
同行援護	外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の援護（視覚的情報の支援、排泄・食事などの介護）を行います。
重度障がい者等包括支援	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。

(2) サービスの見込量と確保の方策

平成30年度から令和2年度までの利用実績と障がい者数の推移及び潜在的な訪問サービスの利用意向を含め、計画期間内のサービス量を見込んでいます。利用者本位のサービス提供を推進する観点から、多様な事業者の参入を促進するとともに、町内事業者に対しても新しいサービスの提供が可能となるための必要な支援を行うことにより、サービス量の確保・充実に努めます。

名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護、重度訪問介護、 行動援護、同行援護、 重度障がい者等包括支援	時間/月	286	312	338
	人	22	24	26

2. 日中活動系サービス

(1) サービスの概要

名称	サービスの概要
療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。
就労移行支援	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適正にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。
就労継続支援A型	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援B型	通所により、就労や生産活動の機会の提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労定着支援	就労移行支援などの利用を経て、一般就労へ移行した際に、就労に伴う環境変化や課題に対応するため、企業や関係機関との連絡調整や、それに伴う課題解決への支援を行います。
短期入所	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

(2) サービスの見込量と確保の方策

平成30年度から令和2年度までの利用実績及び障がい者数の推移に基づいて見込んでいます。

療養介護については事業を実施する医療機関との連携により適切なサービスの提供に努めます。

生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、短期入所については広域的なサービス提供事業者の情報を収集し、必要なサービスの利用に対応するとともに、緊急対応のための短期入所については圏域で整備する資源を利用します。

就労継続支援B型については町内の事業所と連携を図り、今後も一層質の高い就労支援と工賃の確保がされるよう必要な支援を行っていきます。

これらのサービスの安定供給のため、必要に応じて近隣自治体と連携しながらサービス事業者と調整し、サービス量の確保・充実に努めます。

名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人	2	2	2
生活介護	人	26	26	26
	人日/月	572	572	572
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0
	人日/月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人	0	0	0
	人日/月	0	0	0
就労移行支援	人	1	1	1
	人日/月	22	22	22
就労継続支援A型	人	5	5	5
	人日/月	90	90	90
就労継続支援B型	人	40	41	42
	人日/月	740	759	778
就労定着支援	人	2	2	2
短期入所	人	3	3	3
	人日/月	15	15	15

3. 施設・居宅系サービス

(1) サービスの概要

名称	サービスの概要
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主に夜間に相談、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。
施設入所支援	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

(2) サービスの見込量と確保の方策

平成 30 年度から令和 2 年度までの利用実績及び障がい者数の推移に基づく利用見込みに加え、施設・病院にいる利用者の意向を踏まえて見込んでいます。必要に応じたサービスの安定供給のため、近隣自治体と連携しながらサービス事業者と調整し、サービス量の確保・充実に努めます。

共同生活援助は支援を必要とする人が利用できるよう、相談支援事業所と連携を図り、事業所における入所状況などの情報収集、地域への理解促進に努め住まいの場の確保を図ります。

名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	34	34	34
施設入所支援	人	19	19	18

4. 相談支援

(1) サービスの概要

名称	サービスの概要
計画相談支援	支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、モニタリング期間後において、サービス利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

(2) サービスの見込量と確保の方策

平成 30 年度から令和 2 年度までの利用実績及び障がい者数の推移に基づいて見込んでいます。

計画相談支援については、障がい福祉サービスを利用するすべての人を対象に実施できるように、地域移行支援及び地域定着支援については、病院や障がい施設に入院・入所している方が、順次地域での生活に移行することを想定し、利用者数を見込んでいます。

利用者の意向を尊重し、個々の状況に応じた適切なサービス支給決定が行われるよう相談支援事業を実施していきます。

名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	85	88	91
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	1

5. 障がい児通所支援

(1) サービスの概要

名称	サービスの概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援・治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後や、土日祝日などの学校休業日、夏休み、冬休みなどの長期間に生活能力向上のための訓練等を続けることにより、障がい児の自立促進、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

(2) サービスの見込量と確保の方策

平成30年度から令和2年度までの利用実績及び障がい児数の推移に基づいて見込んでいます。通所支援については対象児が適切なサービスを受けられるよう見込んでいます。必要に応じたサービスの安定供給を図り、サービス事業者と調整し、サービス量の確保・充実に努めます。

名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人	1	2	3
	人日/月	10	20	30
医療型児童発達支援	人	0	0	0
	人日/月	0	0	0
放課後等デイサービス	人	49	52	55
	人日/月	551	584	617
保育所等訪問支援	人	1	1	1
	人日/月	4	4	4

6. 障がい児相談支援

(1) サービスの概要

名称	サービスの概要
障がい児相談支援	障がい児通所支援（放課後等デイサービスなど）を利用する際に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、モニタリング期間ごとに計画の見直し等を行い支援します。

(2) サービスの見込量と確保の方策

平成 30 年度から令和 2 年度までの利用実績及び障がい児数の推移に基づいて見込んでいます。計画相談については対象児が適切なサービスが受けられるよう実施します。必要に応じたサービスの安定供給を図り、サービス事業者と調整し、サービス量の確保・充実に努めます。

名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	人	50	54	58

7. 補装具

補装具を必要とする身体障がい者の方へ身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に長期間にわたって継続して使用される補装具の修理費、購入費、貸与費の給付を行います。

8. 軽度・中等度難聴児補聴器

身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児へ補聴器購入費、修理費を助成し、言語の習得や教育等における健全な育成を支援します。

第2節 地域生活支援事業のサービス見込み量

1. 必須事業

(1) サービスの概要

名称	サービスの概要
相談支援事業	障がい者、その家族、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がい者又は精神障がい者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費の一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援を行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、自立生活用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。
移動支援事業	野外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障がい者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

2. 任意事業

名称	サービスの概要
日中一時支援事業	障がい児等の日中における活動の場を確保し、障がい児等の家族の就労支援及び障がい児等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。
巡回支援専門員整備事業	保育所など子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障がい者が「気になる」段階から支援を行うための体制の整備を図ります。

(2) サービスの見込量と確保の方策

既存事業については、平成30年度から令和2年度までの利用実績及び障がい者数の推移に基づいて見込んでいます。障がい者やその家族の生活、教育、就労の相談等と地域で少しでも暮らしやすい環境になるよう努めます。特に地域活動支援センターを開設し精神や発達障がいを含めた方の日中活動の場として利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会の提供、日常生活の支援や相談への対応、地域の関係機関・団体との連携による各種の交流活動への参加支援に努めます。

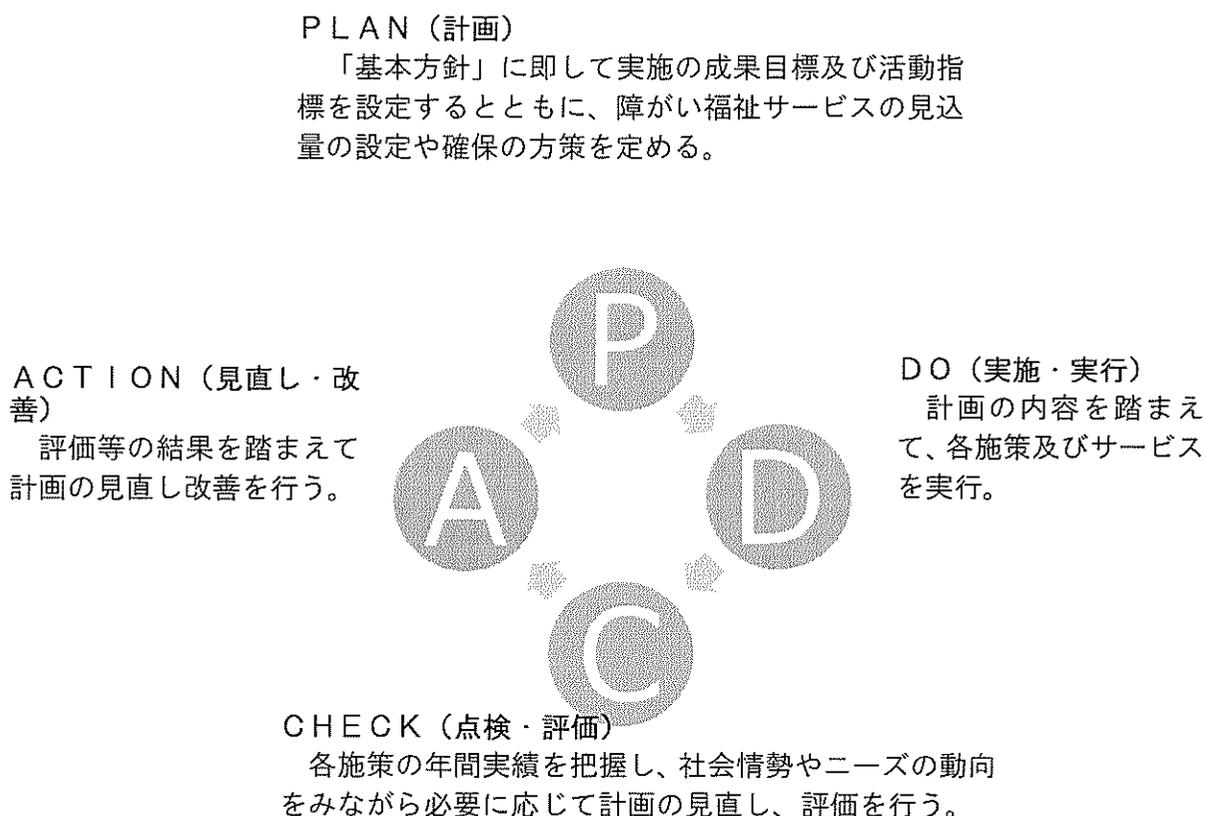
名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業				
障がい者相談支援事業	箇所	2	2	2
市町村相談支援事業機能強化事業	実施有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	有	有	有
意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数(人)	1	1	1
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	件	3	3	3
自立生活支援用具	件	4	4	4
在宅療養等支援用具	件	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	2	2	2
排泄管理支援用具	件	370	380	390
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	件	1	1	1
移動支援事業				
	人	12	12	12
	時間/年	36	36	36
地域活動支援センター(基礎的事業)				
	箇所	1	1	1
	人	13	13	13
日中一時支援事業	人(のべ)	90	100	110
巡回支援専門員整備事業	回	5	5	5

第7章 計画の推進

第1節 計画の点検評価

本計画の着実な実行に努めるため、計画を推進するとともに状況のとりまとめを行い、必要に応じて関係機関との協議により、「(PLAN)計画の作成、(DO)実施・実行、(CHECK)点検・評価、(ACTION)見直し・改善」の「PDCAマネジメントサイクル」に基づく、計画の評価・点検を行い、継続した計画推進のために新たな施策を検討していきます。

■ 障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスイメージ

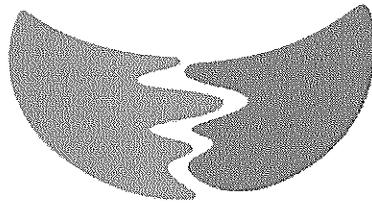


第2節 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、障がいや障がいのある人についての理解を深めていくとともに、住民や関係機関等の協力が不可欠です。広く本計画の周知を図り、行政と地域住民がそれぞれの役割を担いながら、一体となって施策が展開されることが必要です。計画の周知として、冊子を関係機関へ配付するとともに町広報やホームページに掲載し周知及び普及を図るとともに、障がいや障がいのある人についての正しい理解を啓発していきます。また、本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等さまざまな分野にわたっています。計画の着実かつ効果的な推進を図るため、保健福祉課が中心となり、北海道はもとより庁内の関係所管、関係機関、サービス事業者等と連携・調整し進めてまいります。

標茶町福祉施策検討委員会名簿

所 属	氏 名
学識経験者	
標茶町社会福祉協議会	加 藤 孟
保健医療関係者	
標茶町立病院	佐 藤 富士夫
標茶町地域歯科保健医療協議会	氏 橋 潤 一
福祉関係団体関係者	
標茶町社会福祉協議会	松 口 康 弘
標茶町老人クラブ連合会	稲 村 長 英
標茶町民生児童委員協議会	神 義 光
標茶町保健推進委員会	齋 藤 恵 美
その他関係団体関係者	
標茶町自治会連合会	石 崎 恭 司
標茶町女性団体連絡協議会	千 葉 博 子
福祉関係等サービス事業者	
一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団 標茶地域訪問看護ステーション	小 林 岐由子
有限会社こすもす	熊 谷 厚 子
特定非営利活動法人みなみなプレイス	中 川 すみれ
一般公募者	
介護保険被保険者	藤 原 康 雄
子育て中の保護者	手 塚 由有子
障がい当事者	眞 野 まち子



SHIBETCHA

標茶町障がい福祉計画（第6期）
標茶町障がい児福祉計画（第2期）

令和3年3月

発行 標茶町
編集 標茶町保健福祉課
〒088-2312

川上郡標茶町川上4丁目2番地

TEL 015-485-2111

FAX 015-485-4111